

# 「長野市耐震改修促進計画（案）」の概要

## 1 計画策定の趣旨

(本文 P1～P11)

### ○ 計画の目的及び位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国による基本方針、県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めることで、今後予想される地震に対して、建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定しました。今後、本計画を指針として耐震化を促進していきます。

### ○ 計画期間

平成19年度から令和7年度までの19年

### ○ 本計画の対象とする建築物

- ・住宅
- ・多数の者が利用する建築物
- ・要緊急安全確認大規模建築物
- ・要安全確認計画記載建築物
- ・公共建築物（市有施設）

### ○ 主な改定概要

- ・本計画を、SDGs達成に向けた取組みとして位置付けます。
- ・計画期間の5年間延長
- ・想定される地震の規模及び被害想定の見直し
- ・計画の数値目標とする主な建築物の令和7年度末の耐震化率について「住宅」は95%、「多数の者が利用する建築物」は95%以上、「市有施設のうち災害拠点施設等」は区分①～⑤が100%、区分⑥は95%、市営住宅等は100%として耐震化に取り組みます。
- ・住宅所有者が安心して耐震改修工事を実施するための環境整備として、住宅所有者の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・「ブロック塀等の転倒防止対策の重点路線とする避難路」を計画に位置付け、転倒防止対策に取り組みます。
- ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

### ○ 想定される地震と被害想定

長野市防災アセスメント（H27）の中で、善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯による地震及び糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体・北側）の3ケースによる地震を想定し、各地の震度・液状化危険性のほか、人的・物的な被害を予測しています。

これらの地震が発生した場合、市内において震度6以上～震度7の強い揺れが予測されています。

＜想定した断層位置図＞



#### ＜被害想定＞

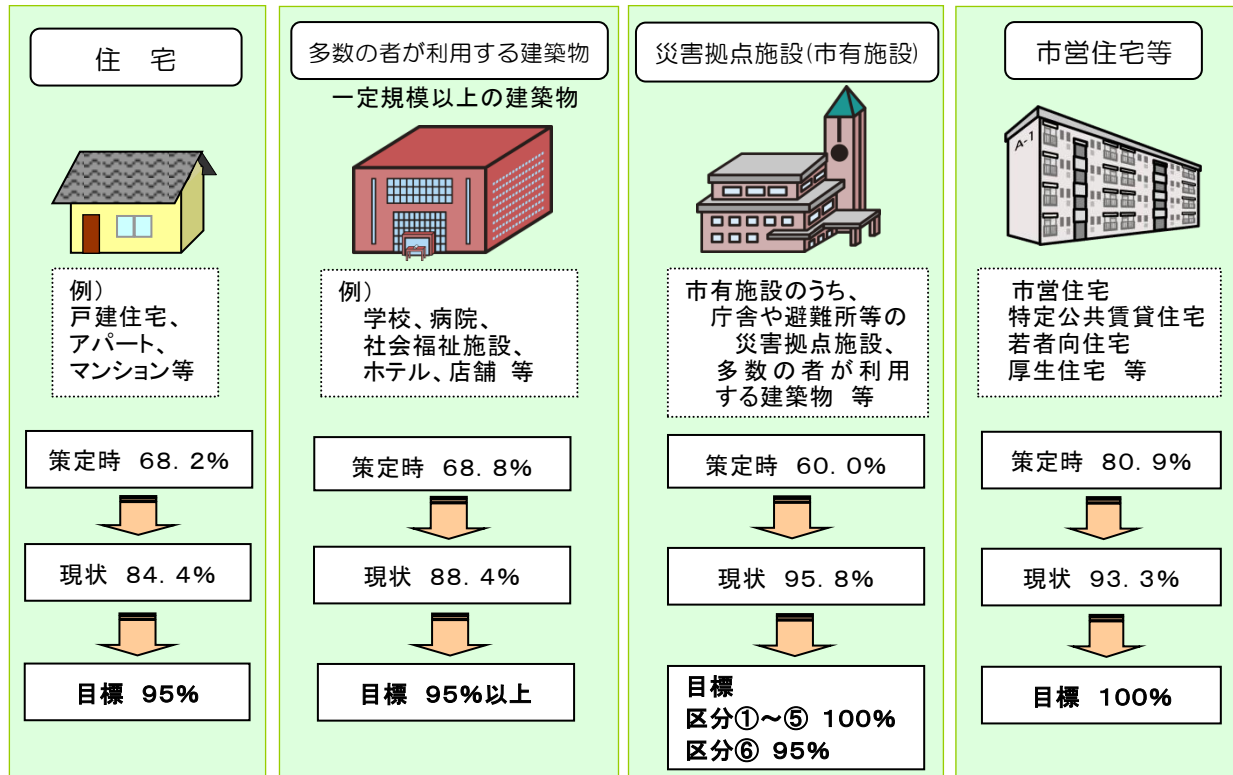
想定項目			長野盆地西縁断層帯の地震	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(北側)
			被害数	被害数	被害数
建物被害	揺れ	全壊	28,370棟	12,370棟	2,850棟
		半壊	29,530棟	11,770棟	4,160棟
	液状化	全壊	310棟	270棟	20棟
		半壊	1,550棟	1,310棟	110棟
人的被害	死者	1,790人	730人	170人	
	負傷者	10,310人	4,080人	1,070人	
	重傷者	5,540人	2,190人	570人	

## 2 耐震化の現状と目標の設定

(本文 P12～P22)

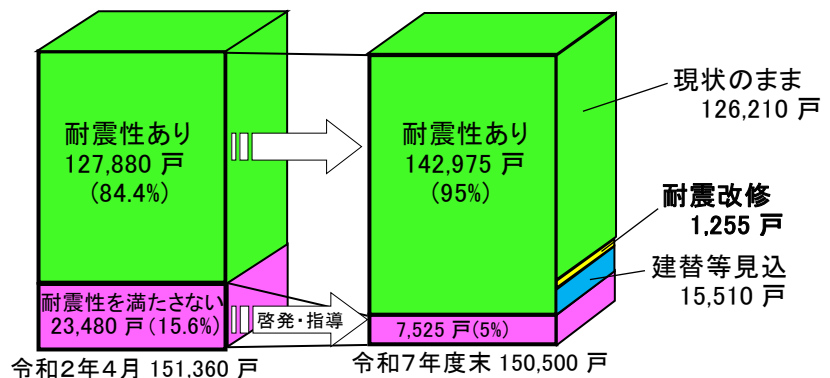
- 旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の建築物で安全性が確保されていないものを、建替え・改修により現行の耐震基準に適合させることで『耐震化』を図ります。
- 国の基本方針及び想定される地震の規模、被害状況並びに県計画の耐震化率の目標を踏まえ令和 7 年度末における耐震化率等の目標を以下の通りとします。

◆対象建築物：昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物＜旧耐震基準による建築物＞



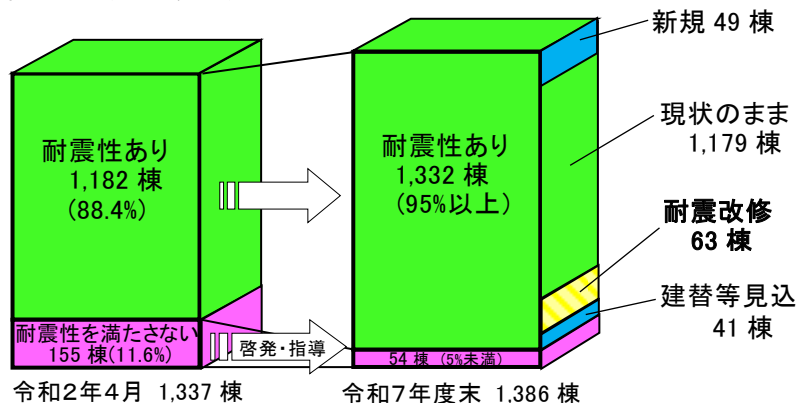
### ◆住宅の耐震化率の目標

令和 7 年度末に目標を達成するために、今後更に 1,255 戸の耐震改修が必要です。



### ◆多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

令和 7 年度末に目標を達成するために、今後更に 63 棟の耐震改修が必要です。



### 3 公共建築物（市有施設）に関する耐震化の目標

(本文 P23～P25)

○公共建築物(市有施設)は、平常時に多数の市民が利用するほか、災害時には庁舎・学校・社会福祉施設等、多くの市有施設が防災拠点として活用されます。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から速やかに耐震化を図る必要があります。

#### ◆対象となる市有施設（災害拠点施設等）

① 災害対策本部等（庁舎及び支所）	：本庁舎及び支所
② 避難所	：学校、社会体育館、公民館 等
③ 震災団本部・方面本部	：消防局及び消防署
④ 物資輸送拠点等	：ビッグハット、エムウェーブ 等
⑤ 上記以外の多数の者が利用する建築物	：保育所、社会福祉施設、集会場 等
⑥ 上記以外の小規模な社会福祉施設等	：保育所、老人福祉施設、児童センター等

#### ◆市有施設（災害拠点施設等）の耐震化率の現状及び目標

令和2年4月1日現在

(単位：棟)

建築物の分類	I 災害対策本部	II 避難所	III 震災団本部 方面本部	IV 物資輸送 拠点等	V 左記以外の 多数のものが 利用する 建築物	VI 左記以外の 小規模な社 会福祉施設 及び公民館 等	合計
具体的な用途	本庁舎、 支所庁舎、 (一部公民館 併設)	小中学校、 社会体育館、 公民館等	消防局 消防署	エムウェーブ、 ホワイトリング 等			
令和2年4月における総数 (a=d+e)	29	453	16	5	75	154	732
耐震性を有するもの (b=d+f)	26	448	16	5	73	133	701
耐震化率 (c=b/a)	89.7%	98.9%	100.0%	100%	97.3%	86.4%	95.8%
昭和56年6月以降に建設された 棟数 (d)	25	269	16	5	58	90	463
昭和56年5月以前に建設された 棟数 (e)	4	184	0	0	17	64	269
耐震性を有する又は有すると 推測されるもの (f) ※1	1	179	0	0	15	43	238
令和7年度末における総数の 推計値 (g)	29	451	16	5	74	150	725
建替え等に伴う更新が現状で推移し た場合、令和7年度末の時点で耐震 性を有すると推計されるもの (h)	29	449	16	5	74	134	707
令和7年度末における耐震化率 (i=h/g)	100%	99.6%	100%	100%	100%	89.3%	97.5%
目標を達成するために 令和7年度末時点で耐震性を有する 必要がある棟数 (j)	29	451	16	5	74	143	718
令和7年度末までに耐震改修が 必要な棟数 (k=j-h) ※2	0	2	0	0	0	9	11
令和7年度末における耐震化率の目標 (l=k/g)	100%	100%	目標達成済み	目標達成済み	100%	95%	99%

注：市営住宅等は戸数で算出のため別途

○市営住宅等については、3,624 戸（607 棟）あり、令和2年4月1日現在の耐震化率 93.3%を、令和7年度末において 100%とすることを目標とします。

○市有施設の用途等により優先順位を定め、緊急度の高いものから、順次、耐震化を図ります。

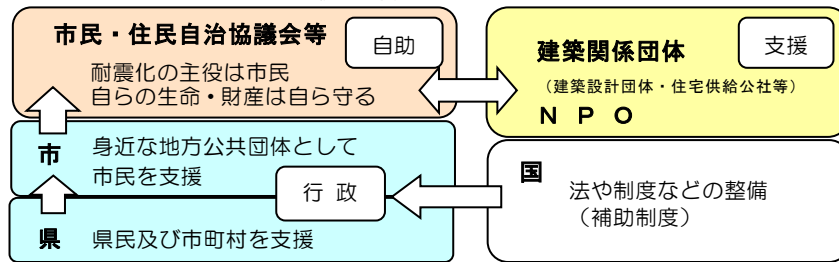
#### 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(本文 P26～P35)

○ 耐震化の推進に向けた役割分担

- ◆住宅・建築物の耐震化の推進のためには、住宅や建築物の所有者（市民）が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題として捉え、自助努力により取り組むことが不可欠です。
- ◆行政（国、県及び市）は、これら所有者の取組みを支援し、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、引き続き負担軽減のための必要な支援策を構築するなど、関係団体等と連携して必要な施策を実施します。

＜役割分担のイメージ＞



○ 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策や安心して耐震化が行える環境整備

- ◆住宅の耐震診断・改修や特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断の補助を行いません。
- ◆広報ながのやパンフレットの活用、出前講座の実施等により周知を図ります。
- ◆所有者が安心して耐震化が行えるように相談窓口の設置や耐震改修補助事業の中間検査を実施します。
- ◆改修工事の低コスト化、代理受領制度により住宅所有者の経済的負担軽減に取り組みます。
- ◆「ブロック塀等の転倒防止対策の重点路線とする避難路」を計画に位置付け、危険なブロック塀等の転倒防止対策に取り組みます。
- ◆住宅の耐震化をより一層促進するための新たな取り組み、新たな行動計画として「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅の耐震化の更なる促進に取り組みます。

＜耐震化を促進するための補助事業＞

区分	耐震診断			耐震改修（補強）工事
対象建築物	昭和56年5月以前に建築された住宅			
	既存木造住宅	既存非木造住宅	分譲マンション、賃貸共同住宅、及び多数の者が利用する建築物	木造・非木造住宅及び分譲マンション等（賃貸住宅は除く）
支援内容	耐震診断士を派遣（無料）	耐震診断に要する費用の一部を補助	耐震診断に要する費用の一部を補助	耐震改修工事に要する費用の一部を補助
	「長野市住宅耐震診断士派遣事業実施要綱」による		「長野市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金要綱」による	

#### 5 耐震改修促進法等による指導・命令等

(本文 P36)

- ◆全ての建築物を対象に、耐震化の必要性や改修に関する指導・助言を行いません。
- ◆必要に応じ、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき具体的事項を記載した指示書を交付します。
- ◆耐震診断が義務化される建築物の診断結果を公表するほか、正当な理由がなく指示に従わない場合は、その旨を公表します。
- ◆著しく保安上危険と認められる場合は、建築基準法に基づく勧告・命令等を行いません。